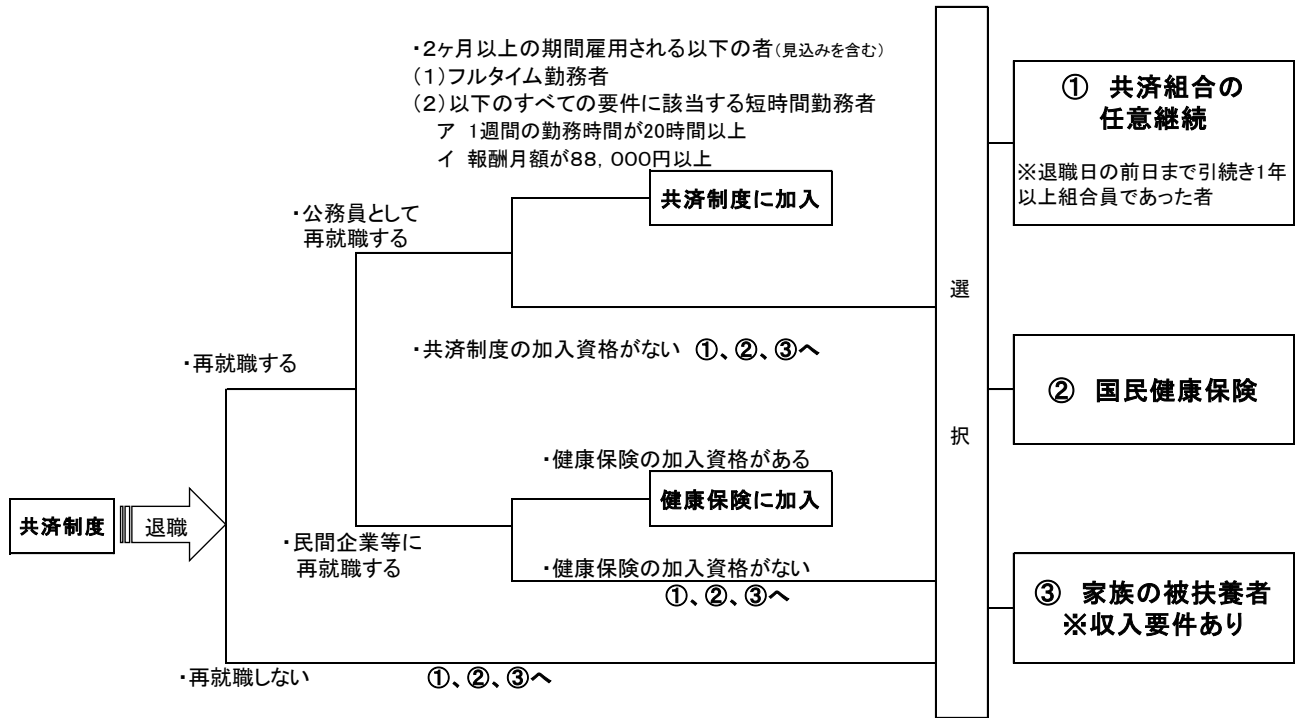


# I 退職後の医療保険について

退職した場合は、翌日から組合員の資格を喪失し、組合員証を使つての医療給付は受けられなくなります。

したがって退職後に医療給付を受けるためには、必ずいずれかの医療保険に加入する必要があります。下表を参照のうえ、ご自身がどの医療保険に加入するのか検討してください。



区 分	健康保険の被保険者 又は 共済組合の組合員等	選 択			
		① 任意継続組合員	② 国民健康保険の 被保険者	③ 家族の健康保険の 被扶養者	
医 療 保 険	給付内容	健康保険または共済組合により異なる	在職中とほぼ同じ	附加給付がないなど、健康保険より給付額が少額になることがある	家族の加入している健康保険により異なる
	掛金 (保険料)	再就職先により異なる 労使折半で標準報酬月額により算定される	退職時点の標準報酬月額に基づき算出 在職中のほぼ2倍	前年の収入等を基に算出 (市町村により異なる) 世帯ごとに保険料算出	負担なし
	手続き 窓口	再就職先の担当者	公立学校共済組合 鳥取支部	住所地の市町村役場の国民健康保険担当課	家族の勤務先の担当者
年 金 関 係 P28 参 照	加入	厚生年金に加入 (配偶者が被扶養者となる場合は国民年金第3号被保険者)	60歳未満の場合国民年金に加入 (被扶養配偶者含む)	60歳未満の場合国民年金に加入	60歳未満の場合国民年金に加入 (配偶者の被扶養者となる場合は国民年金第3号被保険者)
	保険料	労使折半 標準報酬月額により算定される	国民年金保険料	国民年金保険料	国民年金保険料 (配偶者の被扶養者となる場合は保険料負担なし)
	手続き 窓口	再就職先の担当者	住所地の市町村役場の国民年金担当課	住所地の市町村役場の国民年金担当課	住所地の市町村役場の国民年金担当課 (配偶者の被扶養者となる場合は配偶者の勤務先の担当者)

## 医療保険選択時の注意点

### ① 任意継続組合員

- ・退職日の翌日から最長2年間加入できる。(互助会への加入は無し)
- ・退職日から20日以内に書類提出及び掛金納入が必要。
- ・退職時に被扶養者に認定されていた方は、引続き認定。(手続き不要)  
ただし、退職に伴い主たる扶養者が変更となる場合は別途手続きが必要。
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)  
※ 被扶養配偶者が60歳未満の場合は、配偶者も国民年金への加入が必要。
- ・掛金額は、原則2年間変更なし。(掛金率の変更の場合は除く)  
※ 前年の所得により2年目は国民年金保険料の方が安い場合もある。

### ② 国民健康保険の被保険者

- ・住所地の市町村役場で退職日の翌日から14日以内に手続きを行う。
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)  
※ 被扶養配偶者が60歳未満の場合は、配偶者も国民年金への加入が必要。
- ・自治体ごとに保険料率・保険料の計算方法が異なる。(詳細は各市町村へお問い合わせください。)  
※ 前年の所得により計算されるため、退職直後は高額になる場合が多い。

### ③ 家族の被扶養者

- ・家族の勤務先で手続きを行う。(手続き、認定要件等事前に確認が必要)
- ・60歳未満の方は、国民年金の加入が必要。(令和6年度 月額 16,980円)  
ただし、配偶者の被扶養者となる場合は、国民年金第3号加入手続きが必要。(国民年金保険料の負担無し)
- ・認定要件がある。(家族の加入する健康保険により認定要件が異なるので、事前に確認が必要)  
※ 家族と生計が同一であること、年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者は180万円未満)であること等。
- ・財形年金、個人年金も収入に含まれる。  
※ 年金の繰上げ請求時も注意が必要。
- ・家族が公立学校共済組合の組合員の場合、退職日から30日以内に家族からの届け出(カンパニー申請)が必要。

## Ⅱ 任意継続組合員制度について

公立学校共済組合における任意継続組合員制度は、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き組合員の資格を得ることができ、療養の給付をはじめとして在職中とほぼ同様の短期給付が受けられるものです。(休業手当金及び育児休業手当金は支給されません。) ※ P24 参照

加 入 資 格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者で、次に該当する者。 ① 他の健康保険に加入しない者。 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者。
加 入 手 続	退職の日から起算して20日以内に、「任意継続組合員申出書」を退職時の所属所を經由して共済組合に提出してください。
加 入 期 間	退職日の翌日から最長2年間
掛 金 の 額	次の①、②のいずれか少ない額に1,000分の93.2を乗じた額が1か月分の短期掛金額、1,000分の16を乗じた額が1か月分の介護掛金額となります。(掛金率については変更される場合があります。) ① 退職月の初日の標準報酬月額 ② 共済組合の平均標準報酬月額 (令和6年度 380,000円)
掛 金 の 払 込 方 法	次の払込方法の中から、希望するものを選択し、「任意継続掛金の預金口座振替依頼書」を「任意継続組合員申出書」と同時に共済組合に提出してください。 ※ 口座振替時、引落し手数料がかかります。(短期・介護各55円) ① 前納(1年分一括払い・半年分ずつ一括払い) 1年分を一括して前納する方法、半年分ずつ一括して前納する方法で、前納には割引があります。(P21参照) 指定口座から引落しします。 ② 各月払い 1か月ごとに支払う方法。毎月、指定口座から引落しします。

### 任意継続掛金の口座引落日について

払込方法		初年度掛金	引落年月日	2年度目掛金	引落年月日
① 前納	1年分 一括払い	4月分掛金+11か月前納 (前納月5月分～翌年3月分)	令和6年 4月15日	12か月前納 (前納月4月分～翌年3月分)	令和7年 3月24日
	半年分ずつ 一括払い	4月分掛金+5か月前納 +6か月前納 (前納月5月分～9月分) (前納月10月分～翌年3月分)	令和6年 4月15日 9月24日	6か月前納+6か月前納 (前納月4月分～9月分) (前納月10月分～翌年3月分)	令和7年 3月24日 9月22日
②各月払い		掛金は、当該月の翌月分を徴することとなっていますので、初回の掛金は、退職後20日以内に引落しします。 掛金の引落しは、毎月22日です。ただし、22日が休日の場合は、翌銀行営業日です。			

## 任意継続掛金の前納割引きについて

年4.0パーセントの複利原価率（利息を考慮した割引率）を乗じて算定します。

なお、令和6年度の共済組合平均報酬月額（380,000円）による1か月の短期掛金額35,416円、介護掛金額6,080円を例にとると、割引額は次のようになります。

払込方法	1か月の短期掛金額	短期掛金 年額	割引額	1か月の介護掛金額	介護掛金 年額	割引額
月払い	35,416円	424,992円	—	6,080円	72,960円	—
半年払い		420,852円	4,140円		72,250円	710円
年払い		417,447円	7,545円		71,665円	1,295円

※ 掛金引落日に一括引落しができない場合は、前納による割引きは受けられませんのでご注意ください。

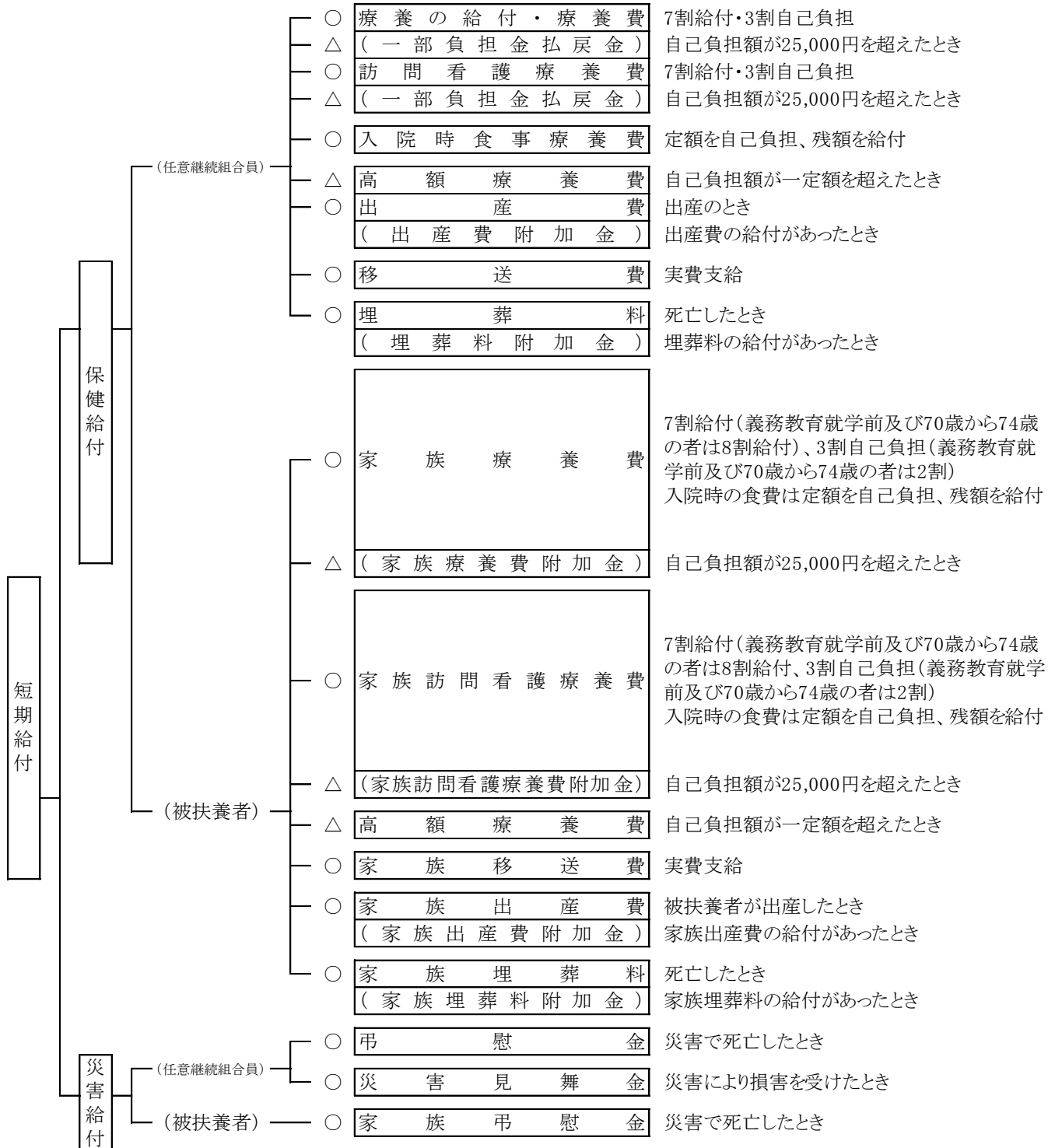
資 格 喪 失	<p>次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。</p> <p>なお、②～④に該当する場合は、速やかに「任意継続組合員資格喪失申出書」に任意継続組合員証（被扶養者証も含む）及び必要書類を添付して、共済組合に提出してください。</p> <p>また、資格喪失日以降の掛金が前納等により既に口座引き落としされている場合は、「任意継続掛金還付請求書」を同時に共済組合に提出してください。</p> <p>① 任意継続組合員となって2年を経過したとき。</p> <p>② 死亡したとき。</p> <p>※ 手続き書類等を送付しますので、共済組合へ連絡してください。</p> <p>③ 再就職により、他の共済組合又は健康保険組合等の資格を取得したとき。 （必要書類）再就職先の辞令の写し又は健康保険証の写し</p> <p>④ 任意継続組合員でなくなることを希望するとき。（必要書類）なし （家族の健康保険の被扶養者になる場合、又は国民健康保険に加入する場合です。この場合、資格喪失日は、共済組合が申出書を受理した月の翌月初日となります。）</p> <p>⑤ 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。（振替日に引き落としできなかった場合も同じ。）</p>
被 扶 養 者	<p>被扶養者の認定・取消について</p> <p>退職時に認定されている被扶養者は、手続き無しで引き続き認定されます。</p> <p>夫婦が共同して被扶養者を扶養している場合等で、退職に伴い主たる扶養者を変更する場合や、任意継続組合員期間中に被扶養者の要件を備える、または欠くに至った場合は、手続きが必要となります。</p> <p>なお、毎年9月頃に被扶養者の資格確認を行います。（書類等については、別途送付します。）</p> <p>○被扶養者の要件</p> <p>以下の身分関係及び生計維持関係を満たすことが必要です。</p> <p>なお、他の健康保険の被保険者である者は被扶養者にはなれません。 （身分関係）</p> <p>組合員と一定の身分関係にあること。</p> <p>(1) 組合員の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(2) (1)以外の3親等内の親族（内縁の配偶者の父母及び子も含む。）については、組合員と同一世帯である者</p>

被 扶 養 者	(生計維持関係) 以下に該当し、主として組合員の収入により生計を維持していること。																
	(1) 被扶養者の年間所得が130万円(障害年金受給者または60歳以上の者は年金を含む所得が180万円)未満であること																
	(2) 父又は母を被扶養者とする場合は、父及び母の年間所得の合計額が以下の所得限度額未満であること																
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">父 母</td> <td style="text-align: center;">60歳未満</td> <td style="text-align: center;">60歳以上</td> <td style="text-align: center;">障害年金 受給者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60歳未満</td> <td style="text-align: center;">260万円</td> <td style="text-align: center;">310万円</td> <td style="text-align: center;">310万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60歳以上</td> <td style="text-align: center;">310万円</td> <td style="text-align: center;">360万円</td> <td style="text-align: center;">360万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害年金 受給者</td> <td style="text-align: center;">310万円</td> <td style="text-align: center;">360万円</td> <td style="text-align: center;">360万円</td> </tr> </table>	父 母	60歳未満	60歳以上	障害年金 受給者	60歳未満	260万円	310万円	310万円	60歳以上	310万円	360万円	360万円	障害年金 受給者	310万円	360万円	360万円
	父 母	60歳未満	60歳以上	障害年金 受給者													
	60歳未満	260万円	310万円	310万円													
	60歳以上	310万円	360万円	360万円													
	障害年金 受給者	310万円	360万円	360万円													
	(3) 組合員と被扶養者が別居している場合、組合員から仕送りがされていること。 なお、被扶養者が組合員の子以外の場合、組合員からの仕送り額が被扶養者の年間収入(被扶養者の年間所得+被扶養者への仕送り年額(組合員以外からの仕送りを含む))の1/3以上であり、組合員からの仕送り年額が、組合員以外の仕送り年額を上回っていること。																
	(4) 他の扶養義務者が主たる扶養者でないこと。																
(5) 原則、日本国内に住民票を有すること。(国内居住要件) なお、外国に留学する学生等は例外的に要件を満たすこととなります。																	
注) 所得とは・・・ 所得税法上の所得ではなく、恒常的な収入の総額です。(個人年金や財形年金等も恒常的な収入に含めます。) なお、事業所得については、事業収入の総額から、その所得を得るために必要と認められる経費を控除した額を所得としています。 ※「租税公課」、「減価償却費」、「接待交際費」、「青色申告控除」、「専従者控除」については、必要経費に含めません。																	
○認定・取消手続き (認定) 被扶養者としての事実が生じた日から30日以内に届け出てください。 30日を超えて届け出たときは、届出のあった日が認定日となります。  被扶養者認定の届け出に必要な書類は以下のとおりです。																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者認定・取消申告書</li> <li>・戸籍謄(抄)本(組合員との続柄及び生年月日がわかるもの)</li> <li>・住民票(マイナンバーの記載が省略されたもの)</li> <li>・事実発生日がわかる書類(退職の証明等、収入が減少した日がわかる書類)</li> <li>・所得証明書</li> <li>・年金収入(個人年金等含む)がある場合は、最新の年金額の分かる書類(支払通知書等)の写し</li> <li>・事業収入がある場合は、直近の確定申告書及び収支内訳書(または青色申告決算書)の写し</li> <li>・別居の場合は、仕送り額の確認できる書類(通帳の写し等)</li> </ul> その他、必要な書類を提出していただく場合があります。																	

被 扶 養 者	<p>(取消)  次の場合は、被扶養者の要件を欠くこととなります。</p> <p>(1) 就職したとき (健康保険等の被保険者となった時)</p> <p>(2) 被扶養者の年間所得 (※) が 130 万円以上 (次のいずれかに該当するときは、年間所得が 180 万円以上) となったとき、または見込まれるとき</p> <p>○60 歳以上の者</p> <p>○障害年金受給者</p> <p>※ 一時的な収入 (退職金・不動産売却収入等) は所得に含みません。</p> <p>(3) 3 ヶ月連続で月の収入額が 108,334 円を超えたとき、又は超えると見込まれるとき</p> <p>(4) 日額が 3,612 円 (障害年金受給者または 60 歳以上の者は 5,000 円) 以上の雇用保険が支給開始となったとき</p> <p>(5) 被扶養者が死亡したとき</p> <p>(6) 扶養者に変更があったとき</p> <p>(7) 同居を要件とする被扶養者が別居したとき</p> <p>被扶養者取消の届け出に必要な書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者認定・取消申告書</li> <li>・要件を欠くに至った日が確認できる書類 (辞令の写し、健康保険証の写し等)</li> <li>・取消しする者の任意継続組員被扶養者証</li> <li>・取消し後国民健康保険に加入する場合は、資格喪失証明書交付願</li> </ul> <p>その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
住 所 変 更 等	<p>組員又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「記載事項等変更申告書」を提出してください。</p> <p>変更の届け出に必要な書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項等変更申告書</li> <li>・氏名変更の場合は、任意継続組員証 (被扶養者証)</li> <li>・住所変更の場合は、添付書類不要</li> </ul>
給 付 金 請 求	<p>自費診療や、治療用装具を購入した場合など、組員証を使用しないで医療費を支払った場合は、「療養費・一部負担金払戻金請求書」により請求してください。保険給付の対象となる 7 割部分を給付します。</p> <p>請求に必要な添付書類は以下のとおりです。</p> <p>【自費診療のとき】診療内容の明細書 (原本) 及び領収書 (原本)</p> <p>【治療用装具購入のとき】医師の同意書 (原本) 及び装具の処方明細と領収書 (原本)</p>
窓 口 負 担 が 高 額 となるとき	<p>入院または外来で、1 か月の窓口負担額が高額となる場合、限度額適用認定証を提示することにより、窓口負担が軽減されます。「限度額適用認定申請書」により申請してください。</p>
給 付 金 口 座	<p>医療費等を振込むための口座については、在職中の口座を 2 年間引き続き使用します。</p>
健 康 診 断	<p>40 歳以上の任意継続組員及び被扶養者の方へ、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査の受診券を送付します。(7 月頃)</p> <p>同封の一覧表に記載の医療機関で受診をしてください。</p> <p>※ 任意継続組員の方への人間ドック補助はありません。全額自己負担となります。</p>

# 《共済組合給付一覧》

1. 共済組合給付の（ ）は附加給付である
2. ○印は、請求・申請により給付されるもの
3. △印は、自動給付されるもの



### Ⅲ 退職または資格喪失後の短期給付について

退職または資格喪失後（任意継続組合員は任意継続資格喪失後）給付要件に該当するときは、次の短期給付等を受けることができますので、事由発生日から2か月以内を目処に請求してください。

なお、各給付要件は変更になる場合がありますので、給付要件に該当する場合は担当（0857-26-8327）へ連絡のうえ請求してください。

区分	給付要件	給付額	提出書類
出産費	1年以上組合員であった人が、資格喪失後6ヶ月以内に 出産したとき	○出産費 50万円 ただし、産科医療補償制度対象外分娩の場合は、 48万8千円	・直接支払制度を利用したとき 「出産費請求書（直接支払制度）」 ①「直接支払に関する合意文書（写）」 ②「出産費用の明細書（写）」 ・直接支払制度を利用しなかったとき 「出産費請求書」 ①及び産科医療補償制度対象分娩の場合は領収書（写）」
埋葬料	組合員であった人が資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき	○埋葬料 5万円	「埋葬料請求書」
出産手当金	1年以上組合員であった人が、産後56日以内に退職、もしくは出産日または出産予定日が退職後42日（多胎妊娠は98日）以内であったとき	$\text{標準報酬月額}^{*1} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}^{*2}$ ※1 支給開始日以前12か月の平均額 ※2 土日を除いた日数。支給期間は退職から産後56日までとなります。	「出産手当金請求書」 （各月ごとに請求をする）
傷病手当金	1年以上組合員であった人が、公務によらない傷病による療養のため勤務に服することができなくて、退職した際に傷病手当金を受けているとき、または給料が支給されているため、傷病手当金を受けないままに退職し、なお引き続き労務に服することができないとき	$\text{標準報酬月額}^{*1} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}^{*2}$ ※1 支給開始日以前12か月の平均額 ※2 土日を除いた日数。支給期間は支給開始日から最長1年6か月（結核性の病気については3年）となります。	「傷病手当金請求書」 （各月ごとに請求をする）

※ 傷病手当金と同一の傷病による障害年金等の支給を受けることになっても、傷病手当金の額が障害年金の額を上回るときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

注 上記の給付は、退職後（任継は資格喪失後）他の組合の組合員になった場合は支給されません。